

川南町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

川南町長

川南町農業委員会

川南町選挙管理委員会

川南町代表監査委員

川南町議会議長

川南町教育委員会

川南町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、川南町、川南町農業委員会、川南町選挙管理委員会、川南町代表監査委員、川南町議会及び川南町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、代表監査委員事務局、議会事務局及び教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた取組を本計画期間内において行う。

（1） 配置登用

本計画内において係長職以上の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を実施するとともに、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、平成32年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、平成27年度実績の26%より引き上げ、30%以上とする。

（2） 継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての職員に対し、総務課担当者より説明を行い、各種両立支援制度（産前産後休暇、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進等に関する助言を行い、平成32年度までに、女性職員の産前産後休暇及び育児休業の取得率を100%とするとともに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上とする。

さらに、時間外勤務を削減するため、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

また、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、夏季休暇の取得日数を増やすなどの取組を行い、ワークライフバランスの推進に資するよう効率的な業務運営を行う。